

## デイサービスセンター むべの里・島

### 「指定地域密着型通所介護」重要事項説明書

社会福祉法人 小羊会  
デイサービスセンター むべの里・島

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(第 2570400354 号)

この重要事項説明書は指定地域密着型通所介護サービス内容について説明させていただきます。分からないことがあれば、ご遠慮なくお尋ねください。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

#### ◇◆目次◆◇

- 1、事業者
- 2、事業所の概要
- 3、事業実施地域及び営業時間
- 4、職員の配置状況
- 5、当事業所が提供するサービスと利用料金
- 6、サービス提供における事業者の義務
- 7、サービス利用に関する留意事項
- 8、損害賠償について
- 9、サービス利用をやめる場合（契約の終了について）
- 10、苦情の受付について

## 1. 事業者

法人名	社会福祉法人 小羊会
法人所在地	滋賀県近江八幡市北之庄町1096番地2
電話番号	0748-32-4641
代表者氏名	理事長 長谷川 卓
設立年月日	昭和60年2月

## 2. 事業所の概要

### (1) 事業所の所在地等

事業所名称	デイサービスセンター むべの里・島
介護保険指定事業者番号	第2570400354号
事業所の所在地	滋賀県近江八幡市北津田町346-15
連絡先	電話番号 0748-32-3651 FAX番号 0748-32-3653
開設年月日	平成20年4月1日
利用定員	1日18名
事業所長(管理者)	岡村 泉二郎

### (2) 事業所の概要

食堂兼機能訓練室	107.01㎡
相談室	1室
浴室	一般浴槽・個浴
送迎車	6台

### (3) 事業所の目的

要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

### (4) 当事業所の運営方針

1. 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、他の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。
2. 法人の運営する保育園児との生活交流、また地域住民の集いの場として、地域福祉的な役割を担った運営を図ります。

### 3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 近江八幡市

(2) 営業日及び営業時間

営業日	日曜日～土曜日（12月30日～1月3日を除く）
営業時間	午前8時15分～午後5時15分
サービス提供時間	午前9時15分～午後4時20分の中の7時間

### 4. 職員の配置状況

当事業所では、指定地域密着型通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈職員の配置状況〉 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	職務内容	常勤換算	指定基準
事業所長 (管理者)	事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行います。	1名	1名
生活相談員	ご利用者及びご家族からの相談に応じ、従業員に対する相談助言及び技術指導、地域密着型通所介護計画書の作成、関係機関との連絡調整等を行います。	1名	1名
介護職員	ご利用者の入浴、排泄、食事等の介助及び援助を行います。	1名	1名
看護職員	ご利用者の日々の健康チェック、保健衛生上の指導や看護を行います。	1名	1名
機能訓練指導員	地域密着型通所介護計画に基づき、機能低下を防止するための機能訓練を行います。	1名	1名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週32時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の介護職員が4名いる場合、常勤換算では、1名（8時間×4名÷32時間＝1名）となります。

〈職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
事業所長 (管理者)	勤務時間：8時15分～午後5時15分
生活相談員	勤務時間：8時15分～午後5時15分

介護職員	勤務時間：8時15分～午後5時15分
看護職員	勤務時間：9時00分～午後4時45分
機能訓練指導員	勤務時間：9時00分～午後4時45分

## 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスには介護保険から給付される場合と全額自己負担していただく場合があります。

### (1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常の7割から9割）が介護保険から給付されます。

	内 容	時間帯
入 浴	入浴の提供及びご利用者に対して必要な介助を行います。介助浴と一般浴に入浴することができます。	午前
排泄	介助が必要なご利用者に対して、排泄の介助、誘導、おむつ交換を行います。	随時
機能訓練	地域密着型通所介護計画書に基づき、テレビ体操、セラバン体操、その他、日常生活動作を通じた訓練を行います。	午後
レクリエーション	ご利用者の能力に応じて、身体的、精神的、知的、情緒的なプログラムを提供します。 趣味、嗜好に応じた創作活動の場を提供します。	午前・午後
送迎	事業所の所有する車輛により、ご利用者を居宅と事業所までの間の送迎を行います。	迎え—8時15分開始 送り—16時20分開始

### (2) 介護保険の給付対象外となるサービス

	内 容	時 間 帯
食 事	昼食の提供及び介助を行います。アレルギー、おかゆ、きざみ食など個人のニーズに合わせて提供します。また、一般的な配慮程度の糖尿病食、減塩食の対応は可能。	12時頃

### (3) 介護保険の給付対象となるサービス利用料金

下記の料金表により、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金をお支払い

いただくこととなります。

サービス利用負担割合 地域密着型通所介護【7時間以上8時間未満】

要介護度	基本料金の目安			
		1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	753単位	753円	1,506円	2,259円
要介護2	890単位	890円	1,780円	2,670円
要介護3	1,032単位	1,032円	2,064円	3,096円
要介護4	1,172単位	1,172円	2,344円	3,516円
要介護5	1,312単位	1,312円	2,624円	3,936円

\* サービス提供体制加算(I) 22単位(1回あたり)

\* 入浴介助加算(I) 40単位(1回あたり)

\* 科学的介護推進体制加算 40単位(1月あたり)

\* 地域区分 7級地 1単位10.14円

\* 介護職員等処遇改善加算(I) 9.2%

☆ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合は、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

(4) 介護保険の給付対象とならないサービス利用料金

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

① 昼食代(おやつ含む) 1食 850円

② 通常の事業実施区域外への送迎

通常の事業実施地域を超える送迎は実施していません。

③レクリエーション活動

ご利用者の希望によりレクリエーション活動に参加していただくことができます。活動内容により材料費がかかる場合は実費となります。

④日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の要する費用を負担いただきます。

おむつ代：事業所の物を使用された場合

(パンツ式 150円／1枚、紙おむつ 100円／1枚、尿とりパット 30円／1枚)

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(5) 介護保険給付の支給限度を越えるサービス

介護保険給付の支給限度を超えるサービスについては、利用料金の全額が本人負担となります。

(6) 利用料金のお支払い方法

利用料金の支払いは、毎月27日に利用者の指定する預金口座からの自動振替とします。自動振替の手続が完了するまでの間は、施設からの納付書により納付して下さい。

(7) 利用の中止、変更、追加

①利用予定日の前に、ご利用者の都合により、地域密着型通所介護サービスの利用を中止又は変更、追加をすることができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに介護支援専門員を通して事業者へ申し出てください。

②利用予定を中止される場合は、特にキャンセル料は頂きませんが、できる限り前日までに事業所に連絡して下さい。但し、ご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

③サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を提示して協議します。

## 6. サービス提供における事業者の義務

当事業所では、サービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、契約終了後 2 年間保管します。ご利用者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ③サービス提供時において、ご利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、家族又は緊急連絡先へ連絡するとともに、速やかに必要な処置を講じ、医療機関と連携します。
- ④非常災害対策に備えて、消防、風水害、地震等に対する計画を作成し、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ⑤事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者及びご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)  
ただし、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。

## 7. サービスの利用に関する留意事項

### (1) 施設・設備の使用上の注意

- ①施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ②故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者の自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ③当事業所の職員や他のご利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

### (2) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

### (3) 救急対応

サービス利用中に体調に異常があると判断した場合は、帰宅して頂いたり、入浴を中止したりすることがあります。又、容態の急変時には、救急対応として病院への搬送は致しますが、病院到着後はご家族での対応をお願い致します。

## 8. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

## 9. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日からご利用者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までにご利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は自動更新されます。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第17条参照）

- ①ご利用者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立もしくは要支援と判定された場合
- ③ご利用者が介護保険施設に入所した場合
- ④事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑥当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑦ご利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑧事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

### （1）ご利用者からの解約・契約解除の申し出

利用契約の有効期間であっても、ご利用者から契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに通知してください。ただし、以下の場合には、即時に利用契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご利用者が入院された場合
- ③ご利用者の「居宅サービス計画」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく契約に定める地域密着型通所介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他のご利用者がご利用者の身体・財産・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合



## (2) 事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、利用契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご利用者又はそのご家族が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他のご利用者等の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

## 10. 苦情の受付について

ご相談や苦情等がございましたら、当事業所の窓口まで遠慮なくお申し出ください。

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

受付方法	受付日・時間
電話受付 0748—32—3651	営業日受付時間内
面接受付 場所	デイサービスセンターむべの里・島
受付担当者	岡村 泉二郎

当事業所以外でも、ご相談や苦情などについて次の窓口があります。

近江八幡市 福祉保険部 介護保険課	所在地 近江八幡市土田町1313 電話番号 33—3511 FAX 31—2037
国民健康保険 団体連合会	所在地 大津市中央4丁目5-9 (滋賀国保会館) 電話番号 077-510-6605 (苦情専用)

